

(第一面)

1. 独立行政法人住宅金融支援機構の定める技術基準、手続及び申請書第二面の申請者確認事項を了承し、申請書第二面に記載された個人情報の取扱いについて同意の上、次のとおり竣工現場検査・適合証明を申請します。なお、この申請書及び添付図書等に記載された事項は、事実と相違ありません。記載された事項が万が一事実と相違していた場合は、この手続及び交付された適合証明書を取り消されても異議ありません。
2. 次表の代理者欄に記載された者にこの申請手続を委任します（代理者欄が記載された場合に限りです。）。

検査機関名		御中
-------	--	----

申請者	氏名フリガナ 又は 名称		印
	〒() 住所:		
	TEL () - () - () FAX () - () - ()	担当者名: (事業者の場合)	
代理者 (申請者以外が手続する場合に限り記入)	氏名フリガナ 又は 名称		
	〒() 住所:		
	TEL () - () - () FAX () - () - ()	担当者名: (事業者の場合)	
手数料請求先	☐ 申請者 ☐ その他	会社名: _____ 住所: 〒(-)	所属/担当者名: _____ 連絡先: _____
	☐ 代理者 ↳		

[illegible]

※検査機関受付欄	※検査者名	※決裁者名	※整理簿記録照合欄	※判定欄（合格年月日及び番号）
				令和 年 月 日 第 号
	※備考欄			

※ 一定の性能とは、原則として次の性能を満たすものをいいます。
 [一戸建て等] 断熱等性能等級：等級2以上、劣化対策等級：等級2以上、維持管理対策等級（専用配管）：等級3以上
 [共同建て] 断熱等性能等級：等級2以上、維持管理対策等級（共用配管）：等級2以上
 また、フラット35Sを利用する場合は、上記に加えて、必要とされる等級等を満たす必要があります。

(注) 建設性能評価の検査時にフラット35の検査項目について確認している場合は、現地での検査を実施済みとして取り扱う場合があります。

竣工現場検査申請書・適合証明申請書(新築住宅)

(フラット35・財形住宅)

(第二面)[共同建て用]

○建物の概要(全体)

戸建型式	☐ 4.共同建て		
構造	☐ 3.準耐火(☐ 1.イ準耐 ☐ 2.ロ準耐 ☐ 3.省令準耐) ☐ 5.耐火		
工法	☐ 1.在来木造 ☐ 2.プレハブ(木質系) ☐ 3.プレハブ(鉄骨系) ☐ 4.プレハブ(コンクリート系) ☐ 5.枠組壁工法(ツーバイフォー工法) ☐ 6.丸太組構法 ☐ 7.鉄骨造・RC造等		
機構承認住宅(設計登録タイプ)の場合	会社名 ()	承認番号 ()	
	省エネルギー基準適合仕様シートの有無		☐ 1.有 ☐ 2.無
階数	地上 階 地下 階		
申請戸数/全体戸数	戸 / 戸		
延べ面積	m ²		
敷地面積	m ²		
「フラット35登録マンション」登録	☐ 1.有 → 申請書第三面に必要事項を記入してください。 ☐ 2.無 → 適合証明を申請する住戸についてのみ下表に住宅番号等を記入してください。※3)		

○登録マンション以外のマンション

住宅番号※4	1戸当たりの床面積	フラット35Sの基準の適用※1
☐ 1.有	m ²	【優良な住宅基準】(金利Bプラン) ☐ 1.省エネルギー性 (☐ 1.断熱等性能等級4 ☐ 2.一次エネルギー消費量等級4以上) ☐ 2.耐震性(☐ 1.免震 ☐ 2.免震以外(耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)2以上)) ☐ 3.バリアフリー性(高齢者等配慮対策等級3以上) ☐ 4.耐久性・可変性(劣化対策等級3以上等) 【特に優良な住宅基準】(金利Aプラン) ☐ 5.省エネルギー性(☐ 1.認定低炭素住宅 ☐ 2.一次エネルギー消費量等級5 ☐ 3.性能向上計画認定住宅(建築物省エネ法)※2) ☐ 6.耐震性(耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)3) ☐ 7.バリアフリー性(高齢者等配慮対策等級3以上※3) ☐ 8.耐久性・可変性(長期優良住宅)
		☐ 2.無 (フラット35Sの基準を適用しない住戸)
☐ 1.有	m ²	【優良な住宅基準】(金利Bプラン) ☐ 1.省エネルギー性 (☐ 1.断熱等性能等級4※2 ☐ 2.一次エネルギー消費量等級4以上) ☐ 2.耐震性(☐ 1.免震 ☐ 2.免震以外(耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)2以上)) ☐ 3.バリアフリー性(高齢者等配慮対策等級3以上) ☐ 4.耐久性・可変性(劣化対策等級3以上等) 【特に優良な住宅基準】(金利Aプラン) ☐ 5.省エネルギー性(☐ 1.認定低炭素住宅 ☐ 2.一次エネルギー消費量等級5 ☐ 3.性能向上計画認定住宅(建築物省エネ法)※3) ☐ 6.耐震性(耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)3) ☐ 7.バリアフリー性(高齢者等配慮対策等級3以上※4) ☐ 8.耐久性・可変性(長期優良住宅)
		☐ 2.無 (フラット35Sの基準を適用しない住戸)

※1 フラット35Sの適用については、フラット35Sのうちいずれか1つ以上の基準への適合が必要となります。

※2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)の規定により建築物エネルギー消費性能向上計画が認定された住宅をいいます。

※3 共同住宅の共用部分については高齢者等配慮対策等級(共用部分)4以上

※4 住宅番号欄が不足する場合は、本書式を複数作成し提出してください(別表(任意書式)を添付しても構いません。)

＜申請者確認事項＞

1 独立行政法人住宅金融支援機構(以下「機構」といいます。)の証券化支援事業(証券化支援事業を活用した民間金融機関の住宅ローン(以下「フラット35」といいます。))及び財形住宅融資の利用に際しては、機構の定める次の要件に該当する必要があることについて承知しており、これらの要件についてフラット35のご案内等により確認しています。

- (1) 機構のフラット35又は財形住宅融資に適用される技術的基準に適合していること。
 (2) 住宅の床面積※、建設費、購入価額、人の居住等についての要件に適合していること。
 ※住宅の床面積の要件は次表のとおりです。

	一戸建て等		共同建て	
	下限	上限	下限	上限
フラット35	70㎡以上	なし	30㎡以上	なし
財形住宅融資	70㎡以上	280㎡以下	40㎡以上	280㎡以下

- 2 申請住宅についての適合証明は、機構の定める物件検査方法により確認した範囲において、融資条件である技術基準への適合の可否を判断するために行うものであり、申請者に対して住宅の施工上の瑕疵がないこと及び住宅の性能を保証するものではないことを承知しています。
 3 フラット35Sを利用する場合は、金融機関への申込期間が定められていますので、当該申込期間内に借入申込みを行う必要があることを承知しています。
 4 フラット35Sを利用する場合は、フラット35Sの基準のうち、いずれか1つ以上の基準に適合する必要があることを承知しています。
 5 フラット35登録マンションに登録する場合は、適合証明書交付後に中古マンションらしくフラット35に物件情報が移行し公開されることを承知しています。

＜個人情報の取扱い＞

1 個人情報を利用する業務の内容及び目的

検査機関は、個人情報の保護に関する法令に基づき、申請者(以下「お客さま」といいます。)から提供を受けた個人情報を次の業務及び利用目的の達成に必要な範囲で利用いたします。

(1) 業務内容

- ア 住宅に関する検査を行い、機構のフラット35又は財形住宅融資に適用される技術的基準に適合することを証明する業務(以下「適合証明業務」といいます。)
 イ その他これらに付随する業務

(2) 利用目的

- 竣工現場検査の申請に際して取得した個人情報は、次の目的で利用します。
 ア 検査機関が行う適合証明業務の実施のため
 イ お客さまとの契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
 ウ その他お客さまとお取引を適切かつ円滑に履行するため

2 機構等への個人情報の提供

検査機関は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第23条第1項各号に掲げる場合を除き、お客さまから提供を受けた個人情報を第三者に提供することはありません。

ただし、個人情報の保護に関する法令に基づくお客さまの同意を得た上で、次表に示すとおり利用目的の達成に必要な範囲内で個人情報を機構等に提供することがあります。

個人情報の提供先	提供先の利用目的	提供する個人情報
機構	フラット35及び財形住宅融資(新築住宅及び中古住宅)に関する次の利用目的を達成するため。 ・適合証明業務の適切かつ円滑な実施のために必要な情報の収集等 ・中古住宅における適合証明書の発行の省略その他適合証明業務の事務の簡素化 ・財形住宅融資、フラット35に関する債権の譲渡又は保険・保証の対象となる住宅等の審査及びその他の事務 ・住宅ローンや住宅関連の情報提供・市場調査や分析・統計の実施 ・アンケートの実施等による機構に関連する商品やサービスの研究・開発	竣工現場検査申請書に記載されたお客さまの属性等(氏名、住所、電話番号等)、申請に関する住宅情報(所在地、構造、面積、仕様等)
申請住宅について融資の申込みを行う金融機関	フラット35及び財形住宅融資(新築住宅及び中古住宅)に関する次の事務を履行するため。 ・フラット35に関する債権の譲渡又は保険・保証に関する事務 ・財形住宅融資に関する事務	

※検査機関使用欄

現場検査合格日 (適合証明日)	令和 年 月 日 第 号	検査機関名	印
--------------------	---	-------	---

建物の名称	
「フラット35登録マンション」登録	登録番号
耐久性基準への適合状況の確認欄 (中古マンションらくらくフラット35への移行要件)	☐ 1. 長期優良住宅(フラット35S(金利Aプラン)「耐久性・可変性」)に該当 ☐ 2. フラット35S(金利Bプラン)「耐久性・可変性」に該当 ☐ 3. 劣化対策等級2以上(建設住宅性能評価書を取得(予定を含む。))に該当 ☐ 4. 劣化対策等級2以上(設計住宅性能評価書を取得し、その工事内容に変更なし。)に該当 ☐ 5. 機構の定める耐久性基準(フラット35登録マンションのご案内参照)に該当 (「竣工現場検査申請書・適合証明申請書(第四面)」の提出が必要です) ☐ 6. 機構の定める耐久性基準に適合しない。(※)

※ 6に該当する場合は中古マンションらくらくフラット35へは移行できません。1から5に該当する場合でも床面積が30㎡以上の申請外住戸があるときは、同様に移行できません。

○総括表

マンション全体住戸数	=	申請住戸数	+	申請外住戸数	→	1戸当たりの床面積が30㎡未満の住戸など、申請外とする住戸がある場合は理由及び住宅番号を記載してください。
戸		戸		戸		
						申請外とする理由
						☐ 床面積が30㎡未満
						☐ その他()
						申請外住宅番号

○申請住戸

※各申請住戸へのフラット35S基準の適用内容に応じて、住宅番号を記載してください。

フラット35Sの基準の適用内容※1	住宅番号
適用基準(表①)	1戸当たりの床面積が40㎡以上280㎡以下の住戸
☐ フラット35Sの基準の適用なし。	30㎡以上40㎡未満の住戸又は280㎡超の住戸※4
☐ フラット35Sの基準の適用あり。	戸数
---【優良な住宅基準】(金利Bプラン)	☐ 住棟内の全申請住戸が同じ基準であるため住宅番号を記載しない。 (1戸当たりの床面積が30㎡以上40㎡未満又は280㎡超の住戸がある場合は、全申請住戸の住宅番号を記載してください。)
☐ 1. 省エネルギー性	
☐ 1. 断熱等性能等級4	
☐ 2. 一次エネルギー消費量等級4以上	
☐ 2. 耐震性	
☐ 1. 免震	
☐ 2. 免震以外(耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)2以上)	
☐ 3. バリアフリー性(高齢者等配慮対策等級3以上)	
☐ 4. 耐久性・可変性(劣化対策等級3以上等)	
---【特に優良な住宅基準】(金利Aプラン)	
☐ 5. 省エネルギー性	
☐ 1. 認定低炭素住宅	
☐ 2. 一次エネルギー消費量等級5	
☐ 3. 性能向上計画認定住宅(建築物省エネ法)※2	
☐ 6. 耐震性(耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)3)	
☐ 7. バリアフリー性(高齢者等配慮対策等級3以上※3)	
☐ 8. 耐久性・可変性(長期優良住宅)	

【適用基準(表①)】以外の基準を適用する住戸がある場合に記載してください。

適用基準(表②)	住宅番号
適用基準(表②)	1戸当たりの床面積が40㎡以上280㎡以下の住戸
☐ フラット35Sの基準の適用なし。	30㎡以上40㎡未満の住戸又は280㎡超の住戸※4
☐ フラット35Sの基準の適用あり。	戸数
---【優良な住宅基準】(金利Bプラン)	
☐ 1. 省エネルギー性	
☐ 1. 断熱等性能等級4	
☐ 2. 一次エネルギー消費量等級4以上	
☐ 2. 耐震性	
☐ 1. 免震	
☐ 2. 免震以外	
☐ 3. バリアフリー性	
☐ 4. 耐久性・可変性	
---【特に優良な住宅基準】(金利Aプラン)	
☐ 5. 省エネルギー性	
☐ 1. 認定低炭素住宅	
☐ 2. 一次エネルギー消費量等級5	
☐ 3. 性能向上計画認定住宅(建築物省エネ法)※2	
☐ 6. 耐震性	
☐ 7. バリアフリー性	
☐ 8. 耐久性・可変性	

※1 フラット35Sの適用については、フラット35Sの基準のうち、いずれか1つ以上の基準への適合が必要となります。
※2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の規定により建築物エネルギー消費性能向上計画が認定された住宅をいいます。
※3 共同建ての共用部分については、高齢者等配慮対策等級(共用部分)等級4以上となります。
※4 1戸当たりの面積が40㎡以上280㎡以下とならないものは財形住宅融資対象外住戸となります。
※5 住宅番号欄が不足する場合は、本書式を複数枚作成し、右欄に第三面の通し番号を記入の上提出してください。
※6 第三面各ページの住戸数の合計が、総括表の申請住戸数(a)に一致することを確認の上申請してください。

表①と表②の合計(このページ分)

戸数※6

第三面の通し番号※5

このページ番号 第三面総ページ数

竣工現場検査申請書・適合証明申請書(新築住宅)
【中古マンションらくらくフラット35における耐久性基準への適合について】
 (フラット35、財形住宅)
 (第四面) [共同建て用]

フラット35登録マンション用

以下の物件について、次のとおり住宅金融支援機構の定める耐久性基準に適合する工事を実施しています。

マンション名	
建設場所(地名地番)	

■ 次表の基準に適合していることを確認のうえ、確認欄にチェックをしてください。

項目	基準の内容	確認欄																																		
(1) セメントの種類	鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の部分に、ポルトランドセメント(日本工業規格R5210(ポルトランドセメント)に規定するポルトランドセメントをいう。以下同じ。)、フライアッシュセメント(日本工業規格R5213(フライアッシュセメント)に規定するフライアッシュセメントをいう。以下同じ。)又は高炉セメント(日本工業規格R5211(高炉セメント)に規定する高炉セメントをいう。以下同じ。)が使用されていること。	☐																																		
(2) コンクリートの水セメント比	水セメント比(コンクリートの調合に使用するセメントに対する水の重量比率をいう。以下同じ。)が、次のア又はイのいずれか(中庸熱ポルトランドセメント又は低熱ポルトランドセメントを使用する場合にあっては、ア)に適合していること。ただし、フライアッシュセメントを使用する場合にあっては混合物を除いた部分を、高炉セメントを使用する場合にあっては混合物の10分の3を除いた部分をその重量として用いるものとする。 ア 鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さが表の(イ)項に掲げる部位に応じ、(ろ)項(イ)項に掲げるものである場合においては、水セメント比が55パーセント以下(軽量コンクリートにあっては、50パーセント以下)であること。 イ 鉄筋に対するコンクリートの最小かぶり厚さがアの表の(イ)項に掲げる部位に応じ、(ろ)項(ロ)項に掲げるものである場合においては、水セメント比が60パーセント以下(軽量コンクリートにあっては、55パーセント以下)であること。 <table><tr><th colspan="2">(イ)</th><th colspan="2">(ろ)</th></tr><tr><th colspan="2">部位</th><th colspan="2">鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さ</th></tr><tr><th colspan="2"></th><th>(イ)</th><th>(ロ)</th></tr><tr><td rowspan="4">直接土に接しない部分</td><td rowspan="2">耐力壁以外の壁又は床</td><td>屋内</td><td>2センチメートル</td></tr><tr><td>屋外</td><td>3センチメートル</td></tr><tr><td rowspan="2">耐力壁、柱、はり又は壁ばり</td><td>屋内</td><td>3センチメートル</td></tr><tr><td>屋外</td><td>4センチメートル</td></tr><tr><td rowspan="2">直接土に接する部分</td><td colspan="2">壁、柱、床、はり、基礎ばり又は基礎の立上り部分</td><td>4センチメートル</td></tr><tr><td colspan="2">基礎(立上り部分及び捨てコンクリートの部分を除く。)</td><td>6センチメートル</td></tr><tr><td colspan="4">注 外壁の屋外に面する部位にタイル張、モルタル塗、外断熱工法による仕上げその他これらと同等以上の性能を有する処理が施されている場合にあっては、屋外側の部分に限り、(ろ)項に掲げる鉄筋に対するコンクリートの最小かぶり厚さを1センチメートル減することができる。</td></tr></table>	(イ)		(ろ)		部位		鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さ				(イ)	(ロ)	直接土に接しない部分	耐力壁以外の壁又は床	屋内	2センチメートル	屋外	3センチメートル	耐力壁、柱、はり又は壁ばり	屋内	3センチメートル	屋外	4センチメートル	直接土に接する部分	壁、柱、床、はり、基礎ばり又は基礎の立上り部分		4センチメートル	基礎(立上り部分及び捨てコンクリートの部分を除く。)		6センチメートル	注 外壁の屋外に面する部位にタイル張、モルタル塗、外断熱工法による仕上げその他これらと同等以上の性能を有する処理が施されている場合にあっては、屋外側の部分に限り、(ろ)項に掲げる鉄筋に対するコンクリートの最小かぶり厚さを1センチメートル減することができる。				☐
(イ)		(ろ)																																		
部位		鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さ																																		
		(イ)	(ロ)																																	
直接土に接しない部分	耐力壁以外の壁又は床	屋内	2センチメートル																																	
		屋外	3センチメートル																																	
	耐力壁、柱、はり又は壁ばり	屋内	3センチメートル																																	
		屋外	4センチメートル																																	
直接土に接する部分	壁、柱、床、はり、基礎ばり又は基礎の立上り部分		4センチメートル																																	
	基礎(立上り部分及び捨てコンクリートの部分を除く。)		6センチメートル																																	
注 外壁の屋外に面する部位にタイル張、モルタル塗、外断熱工法による仕上げその他これらと同等以上の性能を有する処理が施されている場合にあっては、屋外側の部分に限り、(ろ)項に掲げる鉄筋に対するコンクリートの最小かぶり厚さを1センチメートル減することができる。																																				
(3) コンクリートの品質	コンクリートの品質が次に掲げる基準に適合していること。 ア コンクリート強度が1平方ミリメートルにつき、33ニュートン未満の場合にあっては、スランブが18センチメートル以下、コンクリート強度が1平方ミリメートルにつき 33ニュートン以上の場合にあっては、スランブが 21センチメートル以下であること。ただし、これらと同等の材料分離抵抗が認められるものにあっては、この限りでない。 イ コンクリート中の単位水量が1立方メートルにつき、185キログラム以下であること。ただし、これと同等以上に乾燥収縮、中性化その他のコンクリートの品質への有害な影響が防止でき、かつ、外的要因の作用が少ないと認められる場合にあっては、この限りでない。 ウ 沖縄県その他日最低気温の平滑平年値の年間極値が 0℃を下回らない地域以外の地域にあっては、コンクリート中の空気量が4パーセントから6パーセントまでであること。ただし、凍結融解作用によってコンクリートに有害な影響を生じさせないよう、コンクリート中の含水率を高くしない措置その他の有効な措置を講じた場合にあっては、この限りでない。	☐																																		

<備考>

本書式は、竣工現場検査申請書・適合証明申請書(新築住宅)適合証明書付表(第三面) [共同建て用][適新工第5号書式]の耐久性基準への適合状況の確認欄において、「5. 機構の定める耐久性基準に該当」を選択した場合に提出してください。

次のいずれかに該当する場合はこの書類の提出は不要です。

- ① 長期優良住宅建築等計画の「認定(変更)通知書」の写しが提出された場合
- ② フラット35S(金利Bプラン)「耐久性・可変性」に該当する場合
- ③ 劣化対策等級2以上(建設住宅性能評価書を取得(予定を含む。))に該当する場合
- ④ 劣化対策等級2以上(設計住宅性能評価書を取得し、その工事内容に変更なし。)に該当する場合